令和５年４月室戸市農業委員会総会議事録

１．日時　　令和５年４月２５日（火）午後１時３０分～
２．場所　　室戸市役所２階　第１会議室
３．出席委員　９名

１番	島巻 賢二委員	２番	細川 季代委員	３番	藤岡 義博委員
４番	小松 弘之委員			６番	西岡 豊委員
７番	川﨑 一男委員	８番	阿野田久志委員	９番	尾﨑 考平委員
10番	山﨑 修委員				

４．　欠席委員　　なし
５．　事 務 局　　局長　山崎　桂　次長心得　松本　研

６．　議案　　第１号議案　農用地利用集積計画について
第２号議案　農地法第３条許可申請について
第３号議案　非農地証明願について
その他の件　①令和４年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について
②室戸市農業委員会の所管に係る室戸市個人情報条例施行規程を廃止する規程について
③室戸市農業委員会の所管に係る室戸市個人情報の保護に関する法律施行規則について

（開会時刻　１３：３０）

（島巻会長あいさつ）

議　　長　　ただいまから４月定例総会を開会致します。
はじめに事務局より諸般の報告を致します。

事 務 局　　はじめに、諸般の報告を致します。出席委員は１０名中９名で、室戸市農業委員会総会会議規則第６条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

推進委員さんの出席者数は、１０名中７名のご出席で、海老川委員、竹崎芳行委員より、ご欠席の連絡をいただいております。

なお、本日の議案は、

第１号議案　農用地利用集積計画について

第２号議案　農地法第３条許可申請について

第３号議案　非農地証明願について

その他の件　①令和４年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

②室戸市農業委員会の所管に係る室戸市個人情報条例施行規程を廃止する規程について

③室戸市農業委員会の所管に係る室戸市個人情報の保護に関する法律施行規則について

の順となっております。

（３月総会以降の農業委員会の活動報告等）

以上で、諸般の報告を終わります。

議　　長　　それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただきます。

議　　長　　それでは６番　西岡委員　７番　川﨑委員にお願いします。

議　　長　　これより議事に入ります。第１号議案 農用地利用集積計画について議題といたします。
産業振興課三宮氏より番号１の説明をしていただきます。
それでは、三宮氏お願いします。

産業振興課
三　　宮　　産業振興課三宮です。座って説明させていただきます。第１号議案農用地利用集積計画の番号１の説明をさせていただきます。
議案書１ページ目と地図は２・３ページ目をご覧ください。
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づく使用貸借による権利の設定となります。
番号１につきまして、利用権を設定する者（貸付人）は元のさん、利用権の設定を受ける者（借受人）者は佐喜浜町のさんです。
場所は佐喜浜町字　　番　で、登記地目及び現況地目は、いずれも田、地積は1,415㎡となっております。
設定する利用権は使用貸借で、設定期間は令和５年５月１日から令和20年４月30日までの15年間で牧草を栽培するにあたっての使用貸借の設定となっております。

議　　長　　ありがとうございました。休憩前に引き続き会議を開きます。
担当課より申請内容について、説明がございました。
関係担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いします。

８　　番　　内容については、担当課より詳細に説明がありましたので省略します。

阿　野　田　　私の方からは、申請地の場所と周辺の状況を説明します。

橋の東詰に南北に進入できる道がありますが、そこから北に県道を３ｋｍほど北進したところにある　　地区を過ぎて、しばらく行ったところに橋があるところに申請地があります。

令和５年４月 18 日に福冨委員、事務局松本、私の３人で確認をしております。

なんら問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。ただいま担当地区委員さんより、現地調査等の報告がありました。

番号１につきましてご意見･ご質問のある方はお願いいたします。

（な　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りします。

第１号議案番号１農用地利用集積計画について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって第１号議案番号１については、これを承認することに決定致します。

議　　長　　それでは、続きまして、第２号議案農地法第３条許可申請の件について、議題といたします。

この件につきまして、事務局より説明を行います。

説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　第２号議案農地法第３条許可申請番号１について、事務局より説明いたします。

申請地は佐喜浜町字　　番　です。登記地目は畑、現況地目は畑となっており、申請面積は 152 ㎡となっております。

本申請は、大阪府大阪市の　　さんから、佐喜浜町の　　さんへの売買による所有権移転の申請です。

以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので調査書に従って説明させていただきます。

（別紙調査書より説明）

事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。

担当地区委員さんの説明をお願いします。

８　　番　　内容については、事務局より詳細に説明がありましたので省略します。

阿　野　田　　私の方からは、申請地の場所と周辺の状況を説明します。

橋を南に 2～300ｍ進んだところに、旧道があります。そこからを西へ 100ｍ進んだところに申請地があります。

令和５年４月 18 日に申請人、福冨委員、事務局松本、私の４人で確認をしております。

自宅の横にある畑でございますので、なんら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいまの説明について、ご質問はありませんか。

何かございませんか。

（無　し）

議　　長　　無いようでございますのでお諮りします。

第２号議案農地法第３条許可申請番号１について、

ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。

全員賛成でございます。

よって番号１について許可することに、決定致します。

議　　長　　続きまして第３号議案番号１非農地証明願の件について議題といたします。

この件につきまして、事務局より説明をいたします。

説明の間、休憩します。

事 務 局　　第３号議案番号１非農地証明願について説明いたします。

議案書７ページを、地図は８～９ページをご覧ください。

申請地は、元字　　乙　　番、登記地目は畑、現況地目は畑となっています。

地積はそれぞれ 1,252 ㎡で、令和５年１月 18 日に農用地区域から除外されています。

大阪府堺市の　　さんの所有地です。

申請理由ですが、昭和 41 年に相続する前から 50 年以上耕作しておらず、現在は山林化しており、農地への復旧が困難となっているためです。

事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局より、番号１の申請内容についての説明がございました。

関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

３　　番　　内容については、事務局より詳細に説明がありましたので省略します。

藤　　岡　　私の方からは、申請地の場所と周辺の状況について説明します。

台地の　　より　　に向かう道の途中にある　　へ通じる農免道路との交差点から南に200m進むと、農業用のため池があるところになります。

そこから林の中の小さな道をしばらく進んでいくと、竹林があるところが申請地になります。

申請地の状況は山林になっております。

確認は申請人の代理人、久保壯一委員、事務局松本、私の４名で行っております。

よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。

それではこの件について、ご意見・ご質問のある方は、お願いします。

（な　　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りします。

第３号議案番号１について非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。
全員賛成でございます。
よって第３号議案番号１については、非農地として証明をすることに決定致します。

議　　長　　続きまして第３号議案 番号２非農地証明願の件について議題といたします。
この件につきまして、事務局より説明をいたします。
説明の間、休憩します。

事 務 局　　第３号議案番号２非農地証明願について説明いたします。
議案書７ページを、地図は 10～11 ページをご覧ください。
申請地は、元字　　甲　　番　、登記地目は田、現況地目は宅地となっています。
地積はそれぞれ 86 ㎡で、農用地区域外です。
元の　　さんの所有地です。
申請理由ですが、昭和 39 年に家屋を建築し、農地への復旧が困難となっているためです。
事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。
事務局より、番号２の申請内容についての説明がございました。
関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

3　　番　　内容については、事務局より詳細に説明がありましたので省略します。

藤　　岡　　私の方からは、申請地の場所と周辺の状況を説明します。

場所は　　の集落から海岸線に沿って国道を西進し、旧国道に入って100ｍほど西に申請地があり、　　の山側に並ぶようにある高台に申請地があります。

家屋が建っており、農地への普及は困難になっております。

確認は申請人の代理人、久保壯一委員、事務局松本、私の４名で行っております。

よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。

それではこの件について、ご意見・ご質問のある方は、お願いします。

（な　　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りします。

第３号議案番号２について非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって第３号議案番号２については、非農地として証明をすることに決定致します。

議　　長　　続きましてその他の議案①「令和４年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」について議題といたします。
この件につきまして事務局より説明を願います。

事 務 局　　その他の議案①「令和４年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」について説明いたします。
お配りした資料をご覧ください。
「令和４年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」については、農地政策課長通知により「農業委員会による最適化活動の推進等について」の３の（２）にて、「別紙様式３に最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自らが点検・評価した結果を記入するものとする」また、「総会において出された意見も記入するものとする」と定められているため、今回議題に上げさせていただきました。

事務局より説明は以上です。

議　　長　　事務局よりその他の議案「令和４年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」について説明がございました。
説明について、ご質問はありませんか。
何かございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　その他、ご意見ご質問等何かありませんでしょうか。
無いようでございますのでお諮りします。
ただいまの議題内容でよろしいでしょうか。

（異議なし）

議　　長　　ありがとうございました。
その他の議案①「令和４年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」については、ご承認いただきました。

議　　長　　続きましてその他の議案②室戸市農業委員会の所管に係る室戸市個人情報条例施行規程を廃止する規程、③室戸市農業委員会の所管に係る室戸市個人情報の保護に関する法律施行規則について一括で議題といたします。

この件につきまして事務局より説明を願います。

事 務 局　　その他の議案②室戸市農業委員会の所管に係る室戸市個人情報条例施行規程を廃止する規程及び③室戸市農業委員会の所管に係る室戸市個人情報の保護に関する法律施行規則について説明いたします。

お配りした資料をご覧ください。

これは、市個人情報保護条例が改正となったため、従来の施行規程を廃止し、新たに施行規則を定めるものです。

規則の内容に変更はありません。

事務局より説明は以上です。

議　　長　　事務局よりその他の議案②室戸市農業委員会の所管に係る室戸市個人情報条例施行規程を廃止する規程及び③室戸市農業委員会の所管に係る室戸市個人情報の保護に関する法律施行規則について説明がございました。

説明について、ご質問はありませんか。

何かございませんか。

（質問なし）

議　　長　　その他、ご意見ご質問等何かありませんでしょうか。
無いようでございますのでお諮りします。
ただいまの議題内容でよろしいでしょうか。

（異議なし）

議　　長　　ありがとうございました。
その他の議案②室戸市農業委員会の所管に係る室戸市個人情報条例施行規程を廃止する規程及び③室戸市農業委員会の所管に係る室戸市個人情報の保護に関する法律施行規則については、ご承認いただきました。

議　　長　　それでは、その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか
なければ、総会についてはここで締めさせていただきます。
事務局より、その他の事務連絡をお願いします。

事 務 局　　（事務連絡）

議　　長　　他に何かありませんでしょうか。
なければ、閉会の挨拶を阿野田副会長にお願いいたします。

（阿野田副会長の閉会の挨拶）

（閉会時刻午後２時３５分）